

【中国】慈善法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 慈善事業やボランティア活動が中国社会に急速に浸透する中で、その健全な発展を促進するための基本法として、2016年3月16日、慈善法が制定された。

1 背景と経緯

中国では近年、慈善事業が急速に発展している。中国における年間寄附総額は、2006年の100億元が2014年には1000億元と、8年間で10倍に増えた。特に、四川大地震の発生した2008年は、年間寄附総額が780億元に達したほか、ボランティア活動の参加者も急増し、中国の「慈善元年」と言われている。最近は、インターネット募金の普及も著しい。一方で、募金詐欺、寄附の強要をはじめ慈善事業をめぐる不正行為やトラブルも増加している。現行法では、契約法、公益事業寄附法、信託法等に関係規定があるが、慈善事業が多様化し社会的機能も増大する中で、その健全な発展のための法整備が課題となっていた。

慈善法の制定については、2008年、全国人民代表大会常務委員会が立法計画の優先項目の1つに指定し、検討を続けてきた。2015年10月、慈善法案が同委員会の会議に提出されて第1回審議、その後意見公募、法案修正、同年12月の同委員会の会議で第2回審議、その後再度意見公募という経過をたどり、再度修正された法案が2016年3月の全国人民代表大会に提出され、第3回審議の後、3月16日に可決、成立した。慈善法は同日公布され、2016年9月1日から施行される（注1）。

憲法の規定では、全国人民代表大会は重要な基本法の制定のみを行い、その他の法律の制定は同常務委員会で行うとされている。今回、慈善法の制定が全国人民代表大会で行われたのは、やや異例とも言えるが、慈善事業の発展を重視する中国政府の姿勢の表れであろうと見られている。

2 法律の構成と主な内容

(1) 構成

慈善法は、総則、慈善団体、慈善募金、慈善寄贈、慈善信託、慈善財産、慈善サービス、情報公開、促進措置、監督管理、法的責任、附則の12章で構成され、全112か条から成る。

(2) 立法目的と適用対象

①慈善事業と慈善文化の発展、②慈善活動の法的規範の確立、③慈善活動関係者（慈善団体、募金者、ボランティア、受益者）の合法的権利利益の保護等を目的とする（第1条）。

法の適用対象は、個人及び法人その他の組織（以下「法人等」）が行う慈善活動及び慈善関連活動である（第2条）。

(3) 慈善活動の定義

①貧困救済、②弱者支援、③災害救助、④教育・科学・文化・衛生・スポーツ等の事業発展、⑤公害防止及び環境保護、⑥その他の公益活動において、個人及び法人等が自発的

に行う財産の寄贈又はサービスの提供をいう（第3条）。

(4) 慈善活動の基本原則

合法・自発性・誠実・非営利の原則を守り、社会道徳に背かず、国家の安全に危害を与えず、公共の利益及び他人の合法的権利利益を損なわないことを基本原則とする（第4条）。

(5) 慈善団体の設立とその義務

慈善団体は、設立にあたり県級以上の人民政府の民政部门に登録申請を行い、当該民政部门が30日以内にこの法律の規定に適合する団体の登記を許可し、公告する（第10条）。

慈善団体は、国の定めによる統一会計制度に従わなければならない（第12条）、所管民政部门に対し毎年、年度事業報告と財務会計報告を提出しなければならない（第13条）。

慈善団体は、国家の安全及び公共の利益を損なう活動への従事又は資金援助をしてはならず、法や社会道徳に背く条件が付加された寄贈を受領し、及びこれらの条件を受益者に付加することがあってはならない（第15条）。

(6) 慈善募金

慈善団体が公衆に対する募金活動を行うにあたっては、公開募金資格を取得しなければならない（第22条）。なお、個人は、公衆に対する募金活動を行うことができない。

慈善団体がインターネット上で公衆に対する募金活動を行うとき、その募金情報は、国务院の民政部门が定める慈善情報プラットフォームで発信することが義務付けられ、同時に当該慈善団体のサイト上でも発信することができる（第23条）。

公開募金資格を持たない団体又は個人は、慈善目的のため、公開募金資格を有する慈善団体と協力することができ、募金活動及び集まった資金等の管理はその慈善団体によって行われる（第26条）。

募金活動においては、寄附者の知る権利を保障し、架空の話等によって寄附者を騙したり誘導したりしてはならない（第31条）。また、いかなる団体又は個人も、慈善又は慈善団体の名を借りた募金活動によって財産をだまし取ってはならない（第33条）。

(7) 慈善サービス

慈善サービスとは、慈善団体その他の団体及び個人が慈善目的のため社会又は他人に対して提供するボランティアその他の非営利サービスをいう（第61条）。慈善サービスの実施にあたっては、受益者及びボランティアの人格の尊厳を尊重し、そのプライバシーを守らなければならない（第62条）。

(8) 情報公開

県級以上の人民政府は、慈善情報統計とその公表に関する制度を整備し、当該政府の民政部门は、統一の情報プラットフォームで慈善情報を速やかに公開し、慈善情報提供サービスを無償で行わなければならない（第69条）。慈善団体及び慈善信託の受託者は、法に従い真実、完全かつ速やかな情報公開を行わなければならない（第71条）。

注（インターネット情報は2016年4月18日現在である。）

(1) 「中华人民共和国慈善法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201603/20160300480448.shtml>>